

# 令和6年度次世代産業モデル創出伴走支援プログラム参加企業

## 募集要項

令和6年6月3日

### 1. プログラムの目的

島根県が行う令和6年度次世代産業モデル創出伴走支援プログラム（以下、「伴走支援プログラム」という）では、今後成長が期待されるグリーンやヘルスケアを中心とした次世代産業分野への参入や事業拡大を目指す県内企業のうち、特に成長が見込まれる企業に対して、製品・技術開発、販路開拓、資金調達等の各種の課題解決に向けて、ビジネスアイデアのブラッシュアップ、事業計画の策定、製品・技術開発の連携先とのマッチング、販売先や資金調達先の紹介等の伴走支援を短期集中的に実施することにより、次世代産業分野への展開について、他の島根県内企業のモデルとなる成功事例を創出することを目的とします。

### 2. 参加費

無料

※ただし、伴走支援プログラム参加に伴う諸経費（「8. 応募に係る留意事項」を参照）については、各応募者で負担願います。

### 3. 応募方法

#### (1) 提出書類

- (ア) 応募フォーム（所定様式）
- (イ) 事業及び取組内容がわかる資料（様式任意）

#### (2) 提出期限

令和6年7月1日（月）17時

#### (3) 提出方法・提出先

提出書類を、以下の（ア）（イ）いずれかの方法で提出してください。

##### (ア) メール（応募メールアドレス：[shimane\\_program@tohmatu.co.jp](mailto:shimane_program@tohmatu.co.jp)）

島根県のホームページ（※）に掲載されている応募申込フォームに必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、伴走支援プログラムの業務委託業者（有限責任監査法人トーマツ）あて提出してください。なお、受領通知メールの受信をもって応募完了となります。

（※URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/zisedai/r6bansoshienprogram.html>）

##### (イ) 指定の電子フォーム（URL：<https://forms.office.com/e/Wwd8my4P76>）

## 4. プログラムの内容

### (1) 支援内容

次世代産業分野への参入や事業拡大を目指す県内企業の製品・技術開発、販路開拓、資金調達等の各種課題解決に必要な支援を実施します。

#### (ア) リーダー専門家による支援（メンタリング）

専属メンターとなるリーダー専門家（有限責任監査法人トーマツ）を配置し、支援計画書を作成の上、毎月2回程度の面談を行い、課題解決と目標の達成に必要な支援を実施。

#### (イ) 外部専門家による支援

課題解決や各種の支援ニーズに応えるため、必要に応じて、各分野・業界の事情に精通し専門的な知見を有する外部専門家による助言等の支援を提供。

#### (ウ) 販路・パートナー企業・投資家等の紹介

課題や各種支援ニーズにマッチした販路、パートナー企業や投資家等を紹介するとともに、商談や連携が生まれるための支援を提供。

### (2) 採択件数

3者(社)程度

### (3) 実施期間

採択日～令和7年3月

## 5. 応募資格

以下の要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 島根県内に主たる事業所を有する者。
- (2) 製造業を営む、又は営むことを予定している者。
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する中小企業者に該当すること。
- (4) 島根県が運営する「島根グリーンビジネスフォーラム」、又は「島根ヘルスケアビジネスコミュニティ」に入会している者、又は入会を予定している者。
- (5) 本要項「8. 応募に係る留意事項」の規定を遵守できる者。
- (6) 次に掲げる（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者。
  - (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(工) 島根県暴力団排除条例（平成22年条例第49号）に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(オ) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

## 6. 支援対象者の選定方法

### (1) 選考方法

有識者等で構成される審査委員会の意見を踏まえ採択企業を決定します。

### (2) 審査方法

一次（書類）審査を実施した後、書類審査通過者に対して二次（面談）審査を実施します。

### (3) 審査項目

審査項目		評価内容
企業、及び 事業内容	ビジョン	会社としてどのような課題・ニーズを意識し、どのような実現したいビジョンを描いているか。
	実現可能性	事業に活かせる経験やノウハウ、リソースを有しているか。達成目標が妥当なものか。
技術アイデア	優位性	保有する技術、または製品・サービスにおいて、優位性があるか。
	成長性/社会性	事業の成長を通じて、将来的に地域経済に波及効果が望めるか。
人物	熱意・コミット	事業に対する熱意を感じられ、自らがチャレンジし、成長する意欲があるか。
	プログラム理解	本プログラムについて積極的な活用を検討しているか。

### (4) 選定に係る留意事項

- ・ 二次（面談）審査には、原則、代表者又は代表者に準ずる事業責任者（以下、「代表者等」という）が出席してください。
- ・ 選定結果の通知については、審査後、参加者全員に速やかに伝達します。採択者には、合格通

知と合わせて実施する参加意思確認後、採択決定となります。落選者については、審査結果通知時にメール等によるフィードバックを実施します。（審査経過・審査結果等に関する問い合わせは一切、応じません。）

## 7. スケジュール

応募期間	令和6年6月3日（月）～7月1日（月）
一次審査（書類審査）	令和6年7月9日（火）～12日（金）
一次審査（書類審査）結果通知	令和6年7月16日（火）予定
二次審査（面談審査）※一次審査通過者のみ	令和6年7月23日（火）午後
審査結果通知	令和6年7月31日（水）頃
プログラム開始 キックオフ	令和6年8月中旬
プログラム期間	令和6年8月中旬～令和7年3月中旬
プログラム成果報告会	令和7年3月中旬

## 8. 応募に係る留意事項

- (1) 採択後は、伴走支援プログラムで実施する支援すべてに出席するなど、代表者等の積極的な関与をお願いします。
- (2) 支援対象者には、プログラム実施期間の終盤（令和7年3月中旬を予定）に開催する成果報告会への参加が求められます。
- (3) プログラム応募・参加に伴う通信費、使用する資料の準備、交通費等の諸費用は、各応募者・支援対象者においてご負担ください。
- (4) 採択後、伴走支援プログラムへ参加するに当たっては、県税に係る納税証明書及び決算書（直近2期分）を島根県へ提出してください。
- (5) 事業成果の把握等のため、プログラム期間中及び終了後において島根県が定期的実施するフォローアップ調査（決算書の提出を含む）へのご協力をお願いします。
- (6) 以下の場合には、審査対象外としますので、予めご了承ください。また、プログラム実施中に判明した場合は支援を打ち切りとします。
  - (ア) 本要項「5. 応募資格」に該当しない場合
  - (イ) 応募内容に不備がある場合
  - (ウ) 応募に際して虚偽の情報を記載又は虚偽の申告を行った場合
- (7) プログラム参加にあたり、不適切であると島根県及び運営事務局（有限責任監査法人トーマツ清老様）が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますので留意ください。
- (8) 伴走支援プログラムで行う支援によって、事業計画の成功を保証するものではありません。

## 9. 応募に関する問い合わせ

令和6年度次世代産業モデル創出伴走支援プログラム事業 運営事務局

有限責任監査法人トーマツ

メールアドレス：shimane\_program@tohatsu.co.jp TEL：070-3330-5507

※本事業は、島根県から有限責任監査法人トーマツが委託を受け、運営しています。

以上